

伯州赤崎西紙屋文書

—三井越後屋の買宿資料—

伯州赤崎（現鳥取県東伯郡赤崎町）西紙屋は、江戸時代後期を通じて三井越後屋の買宿であった。こゝにはその上林家西紙屋文書の中から、買宿に関するものを選んで紹介する。

江戸時代の商業組織、ことに都市問屋商人の特徴的な仕入機構の一つとして、買宿（買継宿）があつたことは周知のとおりである。買宿について触れた研究は、すでにいくつか公表されたものがあり、一応大体の輪郭を素描することはできる。⁽¹⁾

すなわち買宿は大都市問屋商人のために、生産地にあって買集めの補助をなし、生産地と大都市問屋商人との結ぶ役割を果すものである。一般的な流通機能からみれば、買継問屋と同様の位置に存在し、ある意味では買継問屋の一変型とみてよい。

買宿の最も大きい特徴は、一口に言って都市問屋商人に対する密着性あるいは従属性にある。その具体的役割は、都市問屋商人が手代を派遣出張させて仕入れる場合の宿泊とその仕入荷物の保管、出張手代の監督と、もう一つは代買賣送りであった。買宿がそれらの任務を果すことによって得る収入は、荷物の金高や単位

数量に対する一定割合の口銭である。この口銭は代買の場合の手数料としての意味と、代買が行われない場合でも世話料としての意味との、二様があった。

しかしこれらの具体的役割や、都市問屋商人との結び付き方は、商品の種類や仕入現地の生産構造や市場構造によって若干の違いがあるようと思われ、そこに問題も存する。

資料中に散見される「手先」、「家来」といった言葉で端的に表現されるような文配・従属的関係も、買宿の基本的性格として妥当するにしても、すべての買宿に一様に当てはめるには、些か問題なしとしない。いわば買宿の独立性の問題である。それには時代的変化もあるう。

それは言うまでもなく、買宿—都市問屋を通じた価格形成のメカニズムを解明することの中で明らかとなるであろう。流通過程としては最も末端に位置する買宿の分析は、場合によつては流通構造全体解明の鍵を握るといつてもよい。

いずれにしても、それらの問題解明には、都市問屋と買宿との

両方の資料を総合して検討することができればより一層研究が進展するといえる。この意味で、西紙屋文書と三井文庫資料との両面からの研究が期待される所である。その点に西紙屋文書の価値の一つがある。

こゝではそれらをあわせた分析は別に委ね、西紙屋文書そのものの紹介を試みることとする。同家文書のうちの、とくに買宿関係を、なるべく広い範囲で選択する。そうすることによって、買宿西紙屋の姿が全体として浮彫りにされることを目標とした。更に附録として三井文庫所蔵資料の中から選んで若干追加した。

三井文庫所蔵資料自体は、別に複刻紹介の機会があるう。

西紙屋文書は現在鳥取県赤崎町上林節夫・上林章一両氏の所蔵にかかる。そのうちの一部は最近鳥取県立博物館に寄託されてい

る。

現在残されている文書は、比較的最近まで反古紙利用のために廃棄が行われ、残存状況としては、極めて良好、というわけにはいかない。文書の全体については、いずれ鳥取県立博物館から目録が刊行される予定であるから、それに委ねることとする。

賃宿関係に限つてみると、帳簿類としては、木綿買入帳、木綿

為登帳、勘定帳、金銀出入帳などがあり、書状留帳（出状控）と、木綿買方注文状、番状などの來状本書がある。これらは注文状番状を除き、いずれも天保期以降のものである。一枚物文書としては買宿請負証文、三井への願書類、買銀預り証文、為替手形など、その他一般的なものとしては土地売買証文、借金証文、講

金借用証文などが残されており、これが最も数量が多い。

今回はこのうち取敢えず帳簿類以外のものについて採録することとした。三井文庫所蔵資料を含めた、全体の資料残存状況からいえば、両方に同じものが（控を含め）残るものと、それぞれ独立して残されるものとの二通りがある。前者は請負証文、願書、書状（商事連絡のための書状は、差出す場合必ず留帳、控帳）が作られていたから、内容的には大体同じものが双方に残ることになることなどであり、このうち請負証文、願書の類は双方にあるが、必ず同じものが対応して存在しているわけではない。概していえば三井文庫所蔵資料の方が、文書を写し込んだ記録帳もあって、残存率は高い。但し紅花関係には、三井の紅店資料が余り残されていないことによって、請負証文も欠くなどの例がある。最も大きな違いは、分量も多かったと思われる書状が、三井文庫所蔵資料にないということであろう。これは規則的に廃棄された結果とみられる。

後者のうち西紙屋に独自なものは、帳簿の類である。今これを取上げる余裕がないので今回は割愛したが、別途取上げる機会はあるう。

西紙屋自身については、同家文書からその出自系譜等を知ることはできない。それに関する調査は行っていないので、それは別の調査を待つとして、こゝでは西紙屋の性格について目についた所を、一二、三列挙しておくこととする。

三井越後屋は、絹・生糸・木綿・麻・紅花などの仕入れのた

め、全国に亘ってといつてよいほど各地に買宿を配置していたが、西紙屋はそのうちの木綿・綿・紅花の買宿であった。三井越後屋が因伯木綿の仕入れを開始したのは、この西紙屋を買宿としてからであるが、三井越後屋の買宿の中では、設置年代としては遅い方に属する。

西紙屋が三井越後屋との関係を持ったのは、安永九年（一七八〇）紅花の買宿となつた時である。この時同家は紙屋佐兵衛の代であり、現在の同家過去帳には、これを初代としている。尤もこの紙屋佐兵衛をどのような意味で初代としたか不分明の所がある。文書の上では、その系譜上の位置についてはわからないものの、宝永頃から紙屋庄左衛門その他の名がみえている。その後天明七年（一七八七）頃から西紙屋と屋号を変えたもの如く、以後西紙屋で通し、三井では略して紙佐と呼ばれることがあった。

家業についてははつきりとしたことはわからない。三井との関係を結ぶ前について、「親父儀下地ぢ見セ商内なま仕、渡世被致いたさい由」とか、或は「小商人ニ而」とか述べられることより推測されるに止る。三井の買宿となつてからも、他に商売は行つていない、と自らは述べていることかられば、特定の商品を継続的に取扱い、それを家業とするような商家ではなく、まさに「小商人」と表現されるものであったとみてよいであろう。それ故にこそ、天下の三井越後屋の買宿となることは、同家にとって重大事であり、他商売に手を出さず買宿を勤めれば、家の将来については「安堵」と感じられたのである。おそらくは、買宿を勤める

ことが、その後の家業としての意味をもつていたものと考えられる。しかし他に商業活動を行つていなかつたか、という点については、にわかに断じ難い。因伯地方の木綿は、農間副業生産品であり、生産には季節的な偏りがあることと、とくに暮末期のものとして多数残されている土地売買証文や借金証文の存在が、何らかの経済活動を推測させる余地を残す。

このほか同家は、村役人等の役職にあつたことはなかつたようであるが、木綿・紅花等取扱に関連して「諸色問屋役」や、「銀札小座役」、「台場御用懸り」などの藩御用は拝命していた。これらは買宿任命の後に生じたものであり、西紙屋が元来領主の支配機構の末端をになうものとしてあつたことの結果として、右のような御用拝命があつたとみた方が妥当であろう。

前述のように、買宿の特徴として問屋に対する従属性がある。この点に関連して、西紙屋と三井との関係について断片的な事實をこゝで挙げておくこととする。

第一には、すでに一般に指摘されている、貸金等による援助のことがある。西紙屋の場合も例外ではない。寛政四年（一七九二）に大借が発覚し、結局三井の買銀残高も一部返済のまゝ残りは「出世証文」を取り、三井部内の積銀のうちより引落すことによって済ませているのを始めとして、文化八年（一八一〇）の拝借金（銀一〇貫目、一五年賦無利足）、文政三年（一八一〇）因伯木綿の直買禁止に伴う買宿中止によって生じた残銀処理、弘化

二年（一八四五）居宅購入資金の拝借などの例がみられる。これらの返済は口銭を増額した上で、それによって年々引落す形をとっている。

これらは個別の拝借金であり、このほか三井との経常の勘定の中で、欠損などが生じている場合、その処理についても右と類似の問題を含む可能性がある。

次に三井越後屋との関係を端的に示すものとして、のれんと位牌がある。商家ののれんは、各家のシンボルとして極めて重要なものであることは言うまでもない。それ自体他家と区別するためのマークであるということのほかに、當業権を象徴するものでもあった。従つて商家の手代が別家して自分の商売を始めるに際して、屋号と共に主家と同じのれんを掲げることを許されることを、一般にのれん分けと称した。ところが、西紙屋にも三井越後屋のれんが残されている。現存するのれんは二種類で、やゝ内太文字の丸に井桁三と、丸に越の字のものである。

しかしこののれんに関する記録は見当らない。右に触れたように、のれんを免許することは営業権にかゝることであるから、商家にとつても最高決済事項に属し、必ず文書で差出されたものである。もし西紙屋へ対して手代同様の意味ののれんが免許されたものとすれば、何らかの形で記録に残される可能性が高い。仮りに記録に残されない形で、のれんが西紙屋において使用されていたとするならば、その意味を別に考えなくてはならない。一方で、西紙屋が屋号は越後屋を名乗っていた形跡は認められず、時

に「三井屋」と称されていたことが伺われるから（三井屋の称は三井ではない）、正式の別家の象徴としてではなく使用されていたとも考えられる。そうとすればこののれんは三井の信用を公示し、西紙屋のバックアップのために用いられたということになるが、はたしてそのようなのれんの使用が可能であったかどうか、こゝでは結論を出すことは差控える。尤もこの場合、現存ののれんが何時どういう形で用いられていたかという点については証するものがない。

次に位牌について触れる。この位牌とは三井家の家祖三井高利夫妻の位牌であり、今に現存する。即ち血縁關係のない、いわば取引先の家祖を祭っていたわけであるが、これは他の買宿にも例があり、西紙屋一個の特殊例ではなく、買宿というものの性格を物語る好個の物といえるだろう。唯これには、いわば主家に対する臣従的意識のほかに、先祖つまり家の開基というものに対する意識も含まれていたという可能性も考えておきたい。一家を創設し且つその子孫が存続するに足るだけの物質的基礎を作った、いわゆる先祖というものに対する意識が表現されているとも考えられる。西紙屋の存続に、買宿営業の占める割合がおそらく大きかつたと推測される（前述）だけに、そういう考えも成立し得るのではないかろうか。買宿を開始した当代の紙屋佐兵衛を、同家の過去帳の上で初代としていることも、その点と関連があるかもしない。

次に西紙屋の子弟と三井越後屋との関係について記しておきた

い。つまり西紙屋の子弟が三井越後屋の奉公人となるケースについてである。

京本店で雇入れられる奉公人に限った場合、それは西紙屋の子弟で次の如く三人あり、他に西紙屋が請人となっているものが四人ある。(他に赤崎出身者一人。)

文政一年(一八一八)雇入 林原勝之助

天保二年(一八四二)雇入 林原 龜吉

安政五年(一八五八)雇入 林 千次郎

三井越後屋の奉公人は、原則的には京都とその周辺地域および松板出身者に限られた。その他の地域出身者は例外的であった。雇入れは京本店および松坂店で行われた。この京本店で雇入れられた奉公人のうち、近畿地方以外出身者は元禄期以降明治初年まで、約四〇例ある⁽³⁾。このうち八人が赤崎およびその隣近の出身者である。尤もこれには明治二年、六年に四人が集中している。

およそ四〇例の、いわば地方出身者には、買宿の子弟と覚しき者が散見されるから、地方買宿の子弟が三井越後屋の奉公人となつて雇われるということは、西紙屋に限らず行われたとみてよい。しかし例として余り多くはなく、いわゆる縁故の一ケースとみた方が良いであろう。唯この、例外的ケースの中では、西紙屋の場合文政期以降に集中しているから西紙屋子弟の奉公は割合慣例として受取られていたかもしない。

右の子弟のうち林原龜吉(のち佐七と改め、養子に出て小林と改姓)は三井越後屋の中で「支配」役まで務め、一時京本店の木

綿方すなわち西紙屋が日常接觸する部局に配置されたこともあった。しかしそれら子弟は、龜吉の例のように必ずしも自家の営業を習熟する目的で奉公に出されたものとは限らない。

以上、任意に西紙屋および三井越後屋との関係について目についた点を挙げてみた。西紙屋と三井越後屋との関係が何時頃まで続いたか、今はつきりした事をいうことができない。経営面ではいくつかのトラブルを起し、曲折を経ながらも、明治期まで継続している。この間とくに文政期以降は、文政の一時期及天保元年(一八三〇)から同一四年(一八四三)まで、嘉永四年(一八五二)から安政二年(一八五五)まで、再び同二年(一八五五)から明治二年(一八六九)まで、それぞれ「不取締につき」買子の後見あるいは買方万端肩替りの処置を受けている。このように実質的には経営から離れた期間が相当長かったにも拘らず、買宿としての地位は存続しつづけたのである。三井の側からみると、西紙屋はこうしたトラブルに関連した記録の最も多い買宿に属す。それでも拘らず三井越後屋の買宿として維持しつづけた意味も問われなければならないであろう。

最後に嘉永元年(一八四八)「呑込帳合」の不詳事の処理の際に示された買宿事務に関する注意書きを掲げて参考に供する。

申 談 書

伯 州

一去申春秋春買方中存外不都合筋出来、絶言語重々難相済、此末甚不安堵ニ付、買縛宿相断可申存念ニイ處、左レ而者其元

必至難渋、依而佐兵衛殿隠居被致、子息千之助殿名前ニノ伊左衛門殿後見被致、万事正路聊不筋等無之様御仕向い間、是迄之通買方致貰い段、御連印を以願之趣難黙止ニ付、至極相談之上、此度之所者格別之了簡を以願之通聞済遣し申レ、尤伊左衛門殿後見被致い上者、聊不都合筋有之間敷儀ハ勿論ニハ共、向後万端嚴重ニ相心得、聊たり共不筋無之様、是迄之為見縉友次郎差下、委細同人へ申置し得者、御承知可被成レ

一如前書相改ニ付而者、請状改井道中名前等干之助殿ニ御改可被成レ

一買方役退留中御国法相守レ儀者勿論、自然不身持等之義有之ハ異見被成遣、其上難改ハ、其訛無御腹臍掛り支配人役所之者へ御申為登可被成レ、若隱便ニ被成置後日ニ相顕ハ時者、急度及沙汰可申事

一金銀出入并諸勘定共、買方役立会之上嚴重ニ御取斗可被成レ

一見世買木綿、買方役立会之上調入可申事

一買庭所月ニ兩度ツ、相廻り可申事

一京都江通達、月ニ兩度ツ、急度可致事

一買方役雲州通行、道中二日経ニ可致事

一買方相仕舞いハ、入用帳面不残持登り可申レ、尤於当地相改レ事

(1) 買宿自体について取上げたものは、野村兼太郎「呉服問屋と網買指宿」(『三田学会雑誌』四〇一)、林玲子「江戸問屋仲間の研究」、「大丸二百五拾年史」・井上定幸「西上州富岡旧古沢清左衛門家の商経官記録の紹介」(『群馬文化』三)、賀川隆行「近世後期の京都における越後屋の商業組織」(『三井文庫論叢』一一)などがある。買縫問屋の問題としては北島正元編著『江戸商業と伊勢店』、中井信彦『転換期幕藩制の研究』その他がある。

(2) 三井文庫では、上林家西紙屋文書については昭和四七年以降調査を行い、同家の御好意により借覧することができた。

一買宿本紙屋文書はすでに山中寿夫氏をはじめ(行政期鳥取藩における木綿の流通統制について)(『鳥取大学芸学部研究報告』一六)、「赤崎町誌」、「鳥取県史」七などに使用、掲載されている。

なお雲伯木綿とその買宿については、三井文庫としては、すでに明治四五年旧三井家編纂室の時代に調査が行われており、以後買宿一般に關しても研究課題として取上げられていた。

(3)

「京本店手代子供請状」一~四(三井文庫所蔵史料 別三六、本一五三六~一五三八)、「奉公人抱帳」一~六(三井文庫所蔵史料 本一四三〇~一四三四、別一一八四)。

(4) 「尾印勅要記」(三井文庫所蔵史料 本一五六)。

附記 末筆ながら本文書の閲覧、利用を許された上林節夫、上

林章一両氏には厚く感謝申上げる。また三浦宗雄氏にも種々御教示を賜つた。御礼申上げる次第である。

(田中康雄)

凡例

一、ここに掲載した資料は、西紙屋文書の一部である。

一、選択の基準は、買宿に關するもののうち帳簿類を除いたものとした。その場合、西紙屋の買宿としての性格にかかるものは、広い範囲で選んだ。同種の資料が複数ある場合は、代表例を選び他は省略した。

一、配列には、極く便宜的な類別としたが、節表題をつけずに

間隔をおいて区分するに止め、全体として通し番号を付した。およその類別は次のとおりである。

一 買宿請負証文、請合証文

二 三井越後屋へ対する願書類(買子ならびに青谷買宿角屋の願書を含む)

三 示合書、言送書

四 買金預り手形、為替手形

五 浦手形、送り状

六 藩御用、國産仕法関係

七 借金証文

八 家族関係その他

一、右のほか三井文庫所蔵資料のうちから、西紙屋佐兵衛(宗賢)願書と西紙屋子弟の三井店奉公雇入記録を附録として掲げた。

一、ここに掲載した以外の西紙屋文書には解説文中に触れた帳簿類のほか、書状留帳(西紙屋差出控)、伯州番状(三井店差出)、買方注文状(三井店差出、西紙屋宛)がある。

一、買宿関係以外のものとしては、年貢米借用証文、土地永代売渡証文、金子借用証文、講金借用証文、その他明治期の土地売買・登記・訴訟関係書類などがある。

一、文書の中には断片、下書、控の類も多く取扱いには配慮を加える必要があるが、事件の経過などの参考のため掲載にえたものもある。

一、掲載史料と同じかあるいは直接関連ある三井文庫所蔵資料を、各史料区分のあとに注記した。

史料1

御請負申証文之事

本書写

一從當年御店紅花御買方役被成御越いニ附、私方江御買宿被仰付
被ト、添仕合ニ奉存レ、然上ハ此後御買宿差支等無之様ニ仕、
尚又御買方役御詰被成レ内、御買金銀御買入紅花相預リ申御事
御座レハ、是等至極人念少し茂相違無之様ニ相勸可申レ、若
相滯レ儀仕レハ、我等所持之田畠井家屋鋪共ニ相渡、夫ニて
も不足仕レハ、請人方々急度相済シ、少茂御損掛申間敷レ、
尤御買宿口錢御難用御定之通り申請レ上ハ、如何様之儀御座レ
とも、御無心ケ間敷儀御頼申上間敷レ、為後日之請負証文仍而
如件

有之レ事故、一ミ被仰付レ趣違背仕間敷事

一金銀御買方役人様御持下不被成、御買金銀送リ被下レ儀、新規私方、
り帳ヘ印形いたし、扱金出入之節ハ、夫ミ御答申致出入、御
勘定仕立可申事

一御買方役人様御下不被成、御買金銀送リ被下レ儀、新規私方、
殊ニハ御店御家法も有之儀ゆヘ、慥成一札差上可申旨、御尤承
知仕レ、則一札差上レ事

一御買宿被仰付レ事故、御定之口儀被仰付、難有仕合ニ奉存レ、
然上ハ誠ニ於御買方、聊ニても私欲ケ間敷儀致申間敷事
一御買方役人様御下り被成レ時ハ、朝夕之御食物家内同様ニいた
し、右ニても馳走ケ間敷儀致申間敷レ、且國所之法度為相守可
申事

右之趣逐一奉畏レ、私儀ハ勿論子孫永ミ疾与為相守、大切相勸
可申レ、仍而御請如件

伯州赤崎御宿

紙屋佐兵衛

天明弐年

安永九子五月日

寅十月日

三井則右衛門殿御店

御支配人中

佐兵衛

伯州赤崎西紙屋文書

伯州赤崎御宿紙屋

同所請人森屋

藤兵衛

佐兵衛

京三井御本店

御支配人中様

大坂御同

御支配人中様

〔裏書〕
「をし」藤兵衛手かた

史料2

被仰渡レ覚

一此度綿木綿御買宿被仰附、難有仕合奉存レ、然上ハ御店御家法

一此度中西字右衛門罷下、右一件致示合、則本書印形取之持登
申レ、然者已後右書附之趣無相違実心ニ相心得可被申レ、且

買方ニ下い者江、猶又疾与御読為聞、諸事相慎い様御示談可
被遣い、依而奥書如件

史料3

請合申一札之事

一西紙屋佐兵衛儀、去天明二寅年々綿木綿之御買宿被仰付、難有
奉存い、然上は益太切相心得出情相勤可申い、就右金銀御預ケ
被下さいは、其時々無遅滞明白勘定仕立可申い、万々一不届之筋
仕出し、御店江対シ不勘定相成いは、請人所持之家屋敷壳払、
親類共立会急度勘定仕、為相済可申事

一佐兵衛儀不培仕出、請人所持之家屋敷壳払之上、店勘定相済不
申いは、親類共所持之家屋敷田地等壳払、急度勘定相立、聊ニ
而も御店江御損銀掛け申間鋪い、此段慥ニ可被思召い、為後日
仍而一札如件
寛政五年癸丑五月

請人
請人
御宿西紙屋佐兵衛

三井八郎右衛門殿代
京本店

家城藤吉殿
藤田与三兵衛殿
田中金兵衛殿

京本店支配人
中西宇右衛門（印）

大坂本店
村井新十郎殿
高木清兵衛殿
河田作兵衛殿

史料4

申渡之覚

一其許儀先代々当店木綿買継宿被相勤、是迄買方役指下い處、近
来締方不宜、毎度役場々相談シレ得共、兎角此力存念之通難
參、依之此度蟄居之願被差出、尤之儀ニ存い、右ニ付買宿之所
是迄手続を以、彦三郎殿江相頼被申い段、令承知い、則相談之
上当冬々同人方江差下可致買方い、猶亦年限相立い節は、可然
可申渡い、依之宿口錢之儀、恪別之了簡を以、当冬々壳歩半与
相定、右之内壳歩通彦三郎殿江差遣シ、五朱通其元江為合力遣
い様申渡い間、右を以諸事質素ニ相暗相統可被申い、依而申渡
如件

文政十三年
寅十月
三井本店（印）

○史料2

天明二年 被仰渡い覚（三井文庫所藏史料 本一

西紙屋

佐兵衛殿

四七四一四九)。

天明五年 被仰渡い覚 (三井文庫所蔵史料・本一)

四七四一五二)、天明五年 請合申一札 (三井文

庫所蔵史料 本一四七四一五二) 参照。

史料5

乍恐口上書ヲ以奉願上候

一不調法成源助儀幼少より永ニ御目永ニ御召仕被下、以御蔭御奉公相勤來、御厚恩之程冥加至極難有仕合ニ奉存レ、元来未熟之者、逆茂御役ニは相立不申レ得共、為御報恩之毎ニ迄茂勤仕為致度本意ニ御座レ所、私儀近歲病身ニ付、相続難出来、跡目相讓レ者無御座、無拠源助江相讓相続為致度存心ニ御座レ間、何共不本之至ニ御座レ得共、不得止事、御暇御願申上レ、何卒此段乍恐御賢慮被成下、御老分衆中様宜御取成ヲ以、首尾能御暇被仰附ハレ、以御蔭無恙家名相続仕、重ニ難有仕合ニ奉存レ、何卒恪別之御憐愍御取成ヲ以、右願之通御聞済被成下レ、

様、偏ニ 奉希上レ、以上

西紙屋

佐兵衛

(裏番)
天保五年

午六月

御店

史料6

御支配人中様」

乍恐口上書を以奉願上候

私儀

數年来御店様木綿御買繼宿被為仰附、御蔭を以家名相続仕来い段、買子之者至迄冥加至極、難有仕合奉存レ、然ル所私祖父之代より、居宅地面之儀は、瀬戸村竹信十次郎与申仁之所持ニ御座レ處、同人舍弟当所西松屋源次郎与申仁、近來不如意ニ付、昨年來親類中相談之上、當時居宅地面共ニ先売払仕法相立可被申趣ニ而、私居宅地主竹信方より被申參レニは、此度舍弟源次郎方居宅売払、逼塞為致レ積レ得共、外ニ思詰敷家茂無ニ付、其許居宅江為移申度ニ間、近比氣之毒ニ存レ得共、右源次郎方家建之儘入替り、地面代何角等ニ而金百両ニ而見切レ間、買取吳ヒ様段ニ被相頼、誠ニ不存寄義ニ而。當惑仕レ、尤先方居宅土蔵共建物も宜、地面等も余程手広ク御座レ故、右直段ニ而買取レ得ハ、當時直打与は凡半直段位ニも相当リ、急度利口ニは御座レ得共、元來微力之私、親類逆茂同様之義ニ而、逆茂難及ニ付、段ニ相断レ得共、中ニ聞入不申、左レ得ハ當時居宅最早余程及破損有レ故、外地面江引移シレ時は、新ニ立直し不申而者難相成、左レ而ハ無益之雜費も相嵩レニ付、可相成は先方之任意レ吟味仕レ得共、相應之家も無御座、且者當時居宅最早余程及破損有レ故、外地面江引移シレ時は、新ニ立直し不申而者難相成、左レ而ハ無益之雜費も相嵩レニ付、可相成は先方之任意レ

逆も難調儀ニ付、暫ク猶予相頼置イ處、又ニ當春々頻ニ催促被

致、最旱延ニ仕置ニ儀茂難相成、誠ニ心痛仕十方ニ暮罷在

い、就右何共恐多御願御座イ得共、何卒金百両拝借被仰附被

下ニ様奉願上ニ、左ハ以御蔭成就仕、御高恩之程重ニ難有

仕合奉存イ、寔ニ先年御憐愍を以、前ニ之通御買宿被為仰付被

下而カ、未年數茂相立不申、且は下地御年賦銀等茂、当冬ニ而

漸ニ皆上納仕ニ様之義ニ御座イ得共、中ニ右躰之義御願可申上

積ニは無御座、御店様思召之程茂奉恐入ニ得共、誠ニ無余儀前

条之次第被為聞召分被下ニ様奉願上ニ、右之段源助上京仕、御

願可申上本意ニ御座ニ付、私患敷愚妻義重病相煩居ニ付、何

共自由ケ間鋪儀ニ御座ニ得共、委細御買方役様江御願申上置、

乍恐此度買子甚次郎差為登申上ニ得は、此段不惡御賢察被為

下、願之通御聞済被為成ニ様、伏而奉願上ニ、且御返納之儀

者、何卒御年賦ニ被成下、季ニ御買物代之内ニ而御引取被遊被

為下ニハ、此上ニ御仁惠与如何計數重ニ難有仕合ニ奉存ニ、

尤御買方万端是迄逆茂、至極太切ニ相勤居ニ得共、猶又抽丹精

御恩報可仕ニ、猶委細之儀は、甚次郎々茂御聞取被為成下、何

分右奉願上ニ通御聞済被成下ニ様、宜御執成之程偏ニ奉願上

い、以上

西紙屋

佐兵衛
源助

弘化弐年
巳六月日

三井御本店木綿方

御役人中様

史料7

乍恐以口上書奉願上ニ

西紙屋

佐兵衛義

御店様數年來奉蒙御高恩、御蔭ヲ以是迄無恙相続仕来ニ段、冥

加至極重ニ難有仕合奉存ニ、然ル処旧來御買方役様ト難得

止事之御頼ニ付、佐兵衛義相考ニハ、數年来御勤之御上役様之

義、違背難相成ニ様、存違ト不持之呑込帳合ニ儀露頭仕、

御糺之上嚴敷蒙御叱りを、御買宿御差留被為仰付、一同驚入當

惑難渉仕ニ義ニ御座ニ、御買方役様ト佐兵衛義被相頼ニ与者乍

申

御店様御家法茂兼而乍承知仕、不調法不行届成義ニ而、何共御

詫之申上様も無御座、奉恐入ニ義ニ御座ニ、右ニ付帰國之上親

類共并佐兵衛親佐左衛門受人中打寄申評儀仕ニ付、一同之者相

戴申上ニ義ニ御座ニ、此儘御買宿御差留相成ニ而は、大勢之者

忽路頭ニ相立ニ様罷成、佐兵衛義も兼而之御恩分奉報ニ義も、

是限不相成ニ様成行ニ儀ニ而、実ニ歎ケ敷奉存ニ、今更不帰事

とは乍申、佐兵衛不調法之段親佐左衛門始親類中嚴敷折檻仕候

處、逸ニ無申訛心根ニ徹し後悔仕、以後万事心を用、急度相改

り太切成

御店様御為方而已心掛、如何様之義出来仕ニ共、外江心を移し

不申、御高恩奉報いた様仕、此度之耻辱相雪申度旨、一同江相歎

心中を煩罷いた義ニ御座ひ、何分此儘御買宿御差留ニ相成ひ而

は、大勢之者必至難立行、尚又佐兵衛義も御高恩之奉報いた儀、

末代難出来、何共忍多御願ニは御座ひへ共、格別之御慈悲を

以、旧来之通御買宿被為仰付被下置いたハ、一同之者難有仕

合ニ可奉存いた、拵又弘化年中時節柄不相応之御年賦拵借被仰

付、難有仕合奉存いた上、此度之天金引負御歎奉申上いた儀、重ニ

恐多義ニは御座ひへ共、微方の私共ニでは、一時ニ相片付いた義

難相成、何卒厚御仁恵を以、年ニ御口錢之内ヲ以御取被成下

いた様、奉願上度奉存いた、然ル上は、佐兵衛義は恥与了簡相改ひ

迄、遠慮為致、万事私御引受、西紙屋江罷越、是迄より格別ニ心

を用、嚴重ニ御取引可奉申上いた様仕度いた間、何卒此度之処は、

格別之御慈悲之上を以、右願之通被仰付可被為下いた様、偏ニ奉

願上いた、以上

三井御本店

御役人中様

史料 8

乍恐口上書ヲ以奉願上いた

西紙屋
佐兵衛義

数年来御店様奉蒙御厚恩、御買継宿被為仰付、御蔭を以無恙相

続仕來りいた段、冥加至極、重ニ難有仕合奉存いた、然ル処昨秋來

御買方役常三郎様御退留中不都合筋有之、其上呑込帳合二不

筋成見せ買等仕いた段、御糺之上及露頭、重ニ難相済旨、嚴敷蒙

御呵、御買宿御差留被仰付、何共奉恐入り、兼而御店様御家法

乍奉承知、此度之始末、語言同断、御詫之申上様茂無御座、重

ニ耻奉恐入り、帰國之上佐左衛門始親類共江談示合仕いた処、何

れも打驚当惑十方暮、相歎いた而已ニ御座ひ、元来佐兵衛未熟

故、疏略ニ相心得いた段、及面談いた處、一言申訣無之、重ニ後悔

仕居いた、然ル処御買宿御差留ニ相成いた而是、大勢之者必至難渋

仕いた間、甚以恐多御願ニ御座ひ得共、佐兵衛伴千之助申者ニ佐

左衛門後見仕、万事正路ニ相勤、聊不筈等之儀仕間敷いた間、何

卒格別之御慈悲ヲ以、旧来之通御買宿被為仰付被下置いたハ、

統之者難有仕合可奉存いた、堵又此度引負銀早速上納可仕筈ニ

御座ひ得共、何れ茂微力之者共ニ而、逆も一時ニ上納可仕儀難

出来いた間、何卒此上之御仁恵取成ヲ以、年ニ御口錢被下いた内

ニ而、御取引被成下いた様奉願上いた、何分ニ茂広太之御憐愍を

伯州赤崎

親類

嘉永式酉年

十一月

受人 佐伯 昇平 (印)

同 所

願主 成屋伊左衛門 (印)

金市村 同 新 屋齊右衛門 (印)
西紙屋佐左衛門 (印)

以、旧来之通御買宿被仰付被下い様、幾重ニ茂御聞済之程、偏ニ奉願上い、以上

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門（印）

同

請人

佐伯昇平

同

金市村

新屋 犀石衛門

親

西紙屋佐左衛門

嘉永式酉年
十一月

三井御本店
御役人中様

史料9

乍恐口上書ヲ以御願奉申上い

西紙屋

佐兵衛義

御店様数年来奉蒙御厚恩、御蔭を以無恙相続仕来りい段、冥加

至極難有仕合奉存い、然ル処昨秋來、御買方役様御下向中、不

筋成義仕い付、御糺之上路頭仕、重ニ難相渉段、嚴敷蒙御呵、

御買宿御差留被仰付、乍恐御尤千万奉恐入い、佐兵衛義御店

様御家法兼而乍承知仕居、右躰不筋成呑込仕い段、何共御詫之

申上様茂無御座、重ニ奉恐入い、右ニ付帰國之上、親佐左衛門

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門（印）

同所 請人

佐伯昇平（印）

始親類共一統打寄、評義仕い處、一統十方暮、相歎而已罷在
い、只今ニ至不帰事与は乍申、佐兵衛義御家法等閑ニ相心得い
故之儀ニ付、嚴敷及面談い処、逸々申詫茂無御座儀与、誠ニ徹
心魂後悔仕、向後万事相心得、此度之恥辱相雪申度与、一統江
相歎居申い、乍併本人心躰得与相改い上三而、御願可申上儀本
意ニ御座い得共、何分御買宿御差留ニ相成い而是、大勢之者必
至難済仕い問甚以恐多御願ニ御座い得共、乍不調法伊左衛門
後見仕、猶又親類日ニ西紙屋江罷越、右躰之儀は申迄茂無御
座、万事不筋之儀無御座い様、嚴重ニ仕可申間、格別之御慈悲
ヲ以、旧来之通御買宿被為仰付被下置いハゝ、一統之者難有仕
合奉存い、堵又弘化二巳年御時節柄不相応之御年賦銀拝借被仰
付、未皆上納不仕い上、御願申上い儀茂甚奉恐入い得共、此度
不筋成御帳合向、呑込い故之儀ニ付へは、右銀高佐兵衛拝借銀
ニ被成下度、尤返上納之儀早速可仕苦御座い得共、何れも微力
之者共ニ而、逆も一時ニ相納可申儀難出来い間、何卒此上之御
仁惠御取成ヲ以、年ニ御口錢被下い内ニ而、御引取被成下い様
奉願上い、何分ニ茂庄太之御慈悲ヲ以、旧来之通御買宿被仰付
被下い様、幾重ニ茂御聞済可被成下様、偏ニ奉希上い、以上

同断金市村

新屋 庫右衛門 (印)

親

西紙屋佐左衛門 (印)

嘉永式酉年

十一月

三井御本店

御役人中様

史料 10

乍恐口上書ヲ以奉願上ひ

西紙屋
佐兵衛儀

嘉永三年

成十一月

伯州赤崎
親類
成屋 伊在衛門 (印)
新屋 庫右衛門 (印)

一
數年来御店様奉蒙御高恩、御買継宿被為仰付、御蔭ヲ以無恙相

統仕來り段、冥加至極、重々難有仕合奉存ひ、然ル処一昨年來

シテ御買方中、不都合之筋有之、尚又定五郎様御下向中、取扱方

不都束之儀御聞ニ達シ、重々難相済旨、嚴敷御察度を以蒙御

呵、御買宿御差留被仰付、何共驚入奉恐惑、兼而御店様御家法

乍奉承知、右様之始末、何共御詫申上様無御座、重々奉恐入

ハ、帰國之上佐左衛門始親類之者共打寄、談示合仕ひ処、何れ

茂仰天仕十方ニ暮、相歎レ而已、全佐兵衛未熟故之儀、重々難相済段後悔仕レ儀ニ御座レ、何分此儀ニ而は、家名忽及断絶、先祖江対シ難相済、且者買子大勢之者ニ至ル迄、路頭ニ相立レ來ル、御買方中不都合之筋有之、尚又定五郎様御下向中呑込之筋、此度露頭仕、重々難相済旨嚴敷蒙御呵、御買宿御差留被仰付、何共驚入奉恐入レ、兼而御店様御家法乍奉承知、右様之始

動、聊不筋等之儀仕間敷、勿論実意を以太切ニ相動、是迄之御

高恩奉報度ニ間、何卒格別之御懸悲を以、旧来之通御買継宿被仰付被為下レは者、親類一統之者ニ至ル迄、重々難有仕合奉存

レ間、幾重ニ茂御憐愍を以、宜御執成之程、偏ニ奉願上レ、以

上

史料 11

乍恐口上書ヲ以奉願上ひ

西紙屋
佐兵衛儀

嘉永三年

成十一月

伯州赤崎
親類
成屋 伊在衛門 (印)
新屋 庫右衛門 (印)

西紙屋佐左衛門 (印)

史料 11

乍恐口上書ヲ以奉願上ひ

西紙屋
佐兵衛儀

一
數年来御店様奉蒙御厚恩、御買継宿被為仰付、御蔭ヲ以無恙相

統仕來り段、冥加至極、重々難有仕合奉存ひ、然ル処一昨年來

シテ御買方中不都合之筋有之、尚又定五郎様御下向中呑込之

筋、此度露頭仕、重々難相済旨嚴敷蒙御呵、御買宿御差留被仰

付、何共驚入奉恐入レ、兼而御店様御家法乍奉承知、右様之始

末、何共御託之申上様茂無御座、重々奉恐入レ、帰國之上佐左衛門始親類者共打寄、談不台仕レ所、何れも仰天打驚、十方暮相歎レ而已ニ御座レ、元来佐兵衛未熟故之義与、後悔仕居レ儀

ニ御座レ、何分此儘ニ而家名忽断絶仕、大勢之者迄も路頭ニ

相立レ様罷成、重々歎ケ話敷奉存レ、甚以恐多御願ニ御座レ得

共、當時御店様江御奉公仕居レ佐兵衛舍弟佐七義、長々奉蒙御

高恩、御陰ヲ以追々情長仕、一統者ニ至迄如何計か難有仕合奉

存レ、然ルニ御礼奉公茂不仕内、御願申上レ義、何共重々奉恐

入レ得共、家名断絶之場ニ御座レ得は、幾重茂御推察被為成

下、首尾能御暇被下置レ上二而、伊左衛門後見仕、万事正路ニ

相勤、聊不筋等之義仕間敷儀は勿論、是迄之御高恩奉報度レ間、

何卒格別之御慈悲ヲ以、旧来之通御買繼宿被為仰付被下置レハ

、一統之者重々難有仕合奉存レ、然ル上は佐兵衛義は分家為

致、店買并買方之儀は、買子孫三郎与申者江駆引為仕、万事実

意ヲ以太切ニ為相勤、御高恩奉報度レ間、何分ニも広太之御憐

愍ヲ以、旧来之通御買繼宿被仰付被為下レ様、幾重も御執成之

程、偏ニ奉願上レ、以上

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門

同

金市

新屋 扉右衛門（印）

西紙屋佐左衛門（印）

賈子
住屋

又三郎（印）
宮川屋政次郎（印）

嘉永三年
戌十一月

史料12

乍恐口上書以奉御願申上レ

三井御本店
御役人中様

一

私共義

御店様木綿買子被仰付、以御陰家名相続仕来レ殿、冥加至極、

重々難有仕合奉存レ、然ル所先年御買方役様御下向中、彼是不

都合之筋出来仕、佐兵衛殿重々不調法之儀御座レニ付、嚴敷御

察度ヲ以蒙御呵、御買宿御差留被仰付、私共至迄重々奉恐入

レ、依之國方親類請人衆中談合、取締相立レ上、伊左衛門殿上

京、種々御願被成レ所、格別之御慈悲ヲ以、旧来之通被為仰

付、御買方懸引之儀甚次郎殿相勤レ様、委細被仰渡、一統之

者至迄、重々難有仕合ニ奉存レ、以御陰是迄無相続仕、一統

奉恐悦レ、然ルニ春來る甚次郎殿兔角多病ニ、而、万事難行届

間、何共恐多御願レ得共、格別之御慈悲ヲ以、何卒佐兵衛殿御

赦免被仰付レ様、御執成之程御願申上レ、然上者一統申合、御

買物之儀者不及申上、万事実意ヲ以、益太切ニ出情可仕レ間、

幾重ニ茂御憐愍ヲ以、宜御執成之程偏ニ奉御願申上レ、以上

伯州赤崎西紙屋文書

嘉永七年

寅十月日

綿 惣 右 衛 門 (印)

小 中 屋

大 黒 屋

吉 田 屋

永 三 郎 (印)

幾 三 郎 (印)

郎 (印)

三 三 郎 (印)

兵 衛 (印)

又 左 衛 門 (印)

大 黒 屋	野 上 屋	平 兵 衛 (印)
宇 田 川 屋	向 原 屋	茂 三 郎 (印)

西紙屋

專之助様
源助様

成屋

伊左衛門様

前文書之通一統御聞濟被成下得は難有仕合奉存

御店様數年來御店様木綿買子被仰付、以御蔭渡世仕ひ段、重々難有仕合奉存ひ、然ル所近來平兵衛・又左衛門・茂三郎右三人之者共買子見習被仰付ひ所、追々御店様木綿向風等茂会得仕ひニ付、何卒買子加入(被)仰付ひ得は、難有仕合奉存ひ、然ル上は一統申合、益寒意ヲ以御買物少シ茂格好下直ニ調入ひ様、出情可

御聞濟被成下、仰付ひ様、宜御執成之程、偏ニ奉願上ひ、以上文久三年

文久三年

亥四月日

買子
宇田川屋

成屋 西紙屋
伊左衛門 源助
專之助

史料13

乍恐口上書ヲ以奉願上ひ

私共儀

御店様數年來御店様木綿買子被仰付、以御蔭渡世仕ひ段、重々難有仕合奉存ひ、然ル所近來平兵衛・又左衛門・茂三郎右三人之者共買子見習被仰付ひ所、追々御店様木綿向風等茂会得仕ひニ付、何卒買子加入(被)仰付ひ得は、難有仕合奉存ひ、然ル上は一統申合、益寒意ヲ以御買物少シ茂格好下直ニ調入ひ様、出情可

御聞濟被成下、仰付ひ様、宜御執成之程、偏ニ奉願上ひ、以上文久三年

以上

文久三年

亥四月日

買子

宇田川屋

成屋 西紙屋
伊左衛門 源助
專之助

三井御本店

木綿方御役人中様

史料14

乍恐口上書を以奉願上ひ

一 青谷御買宿角屋直三良義、御用向是迄無難ニ相勤被申レ、然ル
ニ此度銀子入用有之レ由、御拝借御願申度段相頼被申レニ付、
右躰之義御店表江御願申上レ儀、別而遠路与申、御願難申上段
申聞セ、何分一家衆相談被致、類家之内ニ而借用被致レ様申
之、取合不申レ得共、是迄者彼方ニ而借用仕レ得共、此節先方
入用之義出来、工面難相成旨申立、段々相頼被申レニ付、様子
疾与相糺レ所、去ル年普請被致レ節、積違不足銀ニ相違無之趣
ニ御座レ、何卒格別御憐愍を以、直三郎願之通、銀 貫目御拝
借御聞届被遣レハ、渡世相続出来難有可奉存レ、尚委細之義
者御買方役様江申上置レ間、御聞落被成下様、偏ニ奉願上ひ、

西紙屋

佐 兵 衛

寛政拾壹年
未六月日

京都
三井御店

御支配人中様

史料15

乍恐奉願上口上覓

書
私年來

御店木綿代買被 仰付御願ヲ以渡世相続仕レ段、難有仕合奉存
レ、然所拾八ヶ月以前酉之年、居宅家財不残焼失仕、其節御店
結構ニ被仰付、難有仕合奉存レ、則右年賦銀追ニ御口錢之内ニ而
上納仕レ所、近年時節柄悪敷家内多喰込ニ相成、他借銀仕レ所處
追ニ高歩ニ被追、難渋千万ニ奉存レ、右ニ付近頃恐多キ御願御座
レ得共、又ニ此度各別之御慈悲上を以銀子式貫五百目拝借被仰付
被為遣レは、難有仕合奉存レ、此段宜敷御聞届被為遂レ様、偏ニ
奉願上ひ、以上

文化十五

寅五月

三井店

御役人中様

角屋 和兵衛

同 次郎三郎

右角屋和兵衛殿願之趣承合レ所、難渋之趣相違無御座レ、何卒
御憐愍ヲ以願之通御聞届被遊被下レ様、奉願上ひ、以上
西かミヤ

佐 兵 衛

天保九年 天保九戌年桦源助江名跡譲渡願 (三

井文庫所藏史料 統五二三一一) 参照。

○史料6

弘化二(伯州買宿西紙屋佐兵衛年賦借用願)
(三井文庫所藏史料 本四九四一〇) 参照。

○史料 7 8 9

10
11

嘉永二年 嘉永二酉十一月伯州西紙屋不筋之義

有之レニ付買宿差留申付レ節賣子中ヲ訖願(三

井文庫所藏史料 続五九〇—一五一七) 嘉永

二酉十一月不筋之儀有之レニ付買宿差留之節親

るいと訖願(三井文庫所藏史料 続五九〇—一

五一八) 西紙屋佐兵衛親類中願(三井文庫所

藏史料 続五九〇—一五一九)。

嘉永三年 伯州西紙屋訖願(三井文庫所藏史料

続五九〇—一五一二)。

嘉永四年 西紙屋千之助親類中請書并戌年一ヶ

年年賦延納之願(三井文庫所藏史料 本五九〇

—一五一四) 西紙屋千之助親類中願(三井文

庫所藏史料 続五九〇—一五一三)。

○史料 12

嘉永七年 西紙屋佐兵衛方賣子中願(三井文庫

所藏史料 続五六八—三一四) 參照。

史料 16

(表紙)
〔亥秋〕

伯州示合帳

亥十月幸助上京ニ付

示合書

一当年縫作御地近刃、何方茂豊作ニ在之趣、追ニ御通達被仰聞、

御同慶奉存レ、秋作追ニ相片付、大数織出し、相庭下直ニ為在度願申御事ニ御座レ

一当春注文荷物、追ニ到着ニ付、夫ニ直打相調見レ所、中ニ者巾狹キ品、又ハ惡風之品、何程下直ニ而も一切御調入被成間敷レ、自相立難詰レ間、已來惣丈武丈七尺五寸、地中九寸三歩ヲ詰りレ品、又ハ惡風之品、何程下直ニ而も一切御調入被成間敷レ、自然此末右様之品在之レハ、不殘御差戻し可申レ間、此段御承知、風合飽迄御細吟之上、御調為登可被成レ

一戊春買千百五拾八番

北条尺入
八拾反

八拾反

右荷開直打相調見レ所、存外高目ニ付、委細幸助殿へ品物見せ置、疾与示合及置レ間、同人ヲ御承知、已來尺入一切御調為登

御無用

一元來國買致レ趣意ハ、上風之品下直ニ調入度存念ニ在之、右之根元取失ひ無之様、即金之妙ヲ以、木綿風合精ニ御撰、惡風花々赤綿交り之品、一切御調入御無用

一本状面キク引御通達喰達不申様、精ニ御鍛之上、御通達出来レ様御取計可被成レ

一近來國買木綿諸掛り物、追ニ相増レ故、工丈木綿高直ニ相当り、難詰レ間、賣方諸入用等成丈ケ御省略、精ニ相減レ様、御厚配可被成レ

一荷物重り番無之様、疾与御改之荷出し出来レ様、御取計可被成

一冬分買方取極御勘考之事、口伝

一書状月々三四度是非共御差出し、相庭行方御通達可被成り

一諸帳合向、万事嚴重明白ニ出来り様、御取計可被成り

一近來國方不取締故ニ哉、是迄數度間違出来、御同前苦々敷奉存

レバ、右當春万端急度御取極出来レ義ニレ得は、此末聊ニ而も手

違出来不申様、御取計可被成り、何分是迄之姿ニ而ハ難相済い

間、已後之処買子之御衆ニ至迄一致、追ニ店表工面宜相成、西

紙屋家名永続出来レ様、厚御駕引尤ニ奉存レ

一注文好、直越之通、決而過不足ニ相成不申様、御調為登可被成

附
一
間、已後之処買子之御衆ニ至迄一致、追ニ店表工面宜相成、西

紙屋家名永續出来レ様、厚御駕引尤ニ奉存レ

一束賣木綿丈巾改直組ニ掛り候事

尤
何程世話敷レとも、丈巾急度吟味可致事

一束賣木綿數遍直打致能見わけ、扱直打本ニ引当能ニねり込調入、扱丈巾相改可申事

「買方示合書」
附
第一 勘弁處之事
望之者を不望願ニ而調入レ様之仕方致度物ニ在之レ、買方
一元來伯州木面之儀、最初之比は余国織と釣合、又下直之儀も在
之レ付、買方相始レ儀、然ニ近年は大坂問屋向など、直賣等
いたしレ故にや、年々不恰好ニ相成、不面白奉存レ、仍之買方
も相やめ申度レ得とも、折角取立レ事ゆヘ、先不相替買方役指
向候、弥此後とても高直ニレハ、注文相減可申、尚是等能ニ

勘弁之上、何分余国より恰好克相あたりい様、不絶心配可在之

事

一綿買木綿之儀、是迄之仕方綿ニ而壳徳有之い故、自然と木綿直組ゆるミ、高直之由、綿ニ理分有之抔と相心得来りい者、了簡達ニシ、己來者綿は綿ニ而理分を見、木綿ハ尚又第一之事ニ在之い、其趣意之ゆるミ不申様ニ、壱厘ニ而も下直ニ調ひ様、能

ミ工夫之事

一在ミ賣方、壱ヶ月之内五度程、買方役又者買宿衆中相庭行方見

ニ相廻り、急度相考可事

一青屋抔は、織出し無数庭所ひ得は、別而買方無油断入替、買方見可申事

一是迄木綿為登之仕方、買入木面一ミ直打相改札付替指引出目勘定いたしげ、此仕方紛敷在之い、第一直打ニ閑敷甚買方箇略相成、夫故中ニ他処江買方ニ罷出ひ事は出来不申、仍之此度相改ひ処左之通

一木綿買直札之通ニ而指為登可申事

一束買數度直打致調入いニ付、其時直分之通札を付、指為登可申事

一木綿織綿口錢左之通

代買之分

青屋 銀高二
國信 壱歩半通

倉吉 銀高ニ壹歩通

但地廻木綿小賣之分

壱反ニ付 壱分五厘 改武分

右倉吉木綿反ニ付三厘ツ、上納相立ニ付
小賣木綿之分は相談之上式分ニ致遣ス
尤麻質とも也

買人指出しひ分

北条 銀高二
老歩半通

但

近在 諸雜用手前出ニして
同所地廻 老反ニ付

老反ニ付

壱反ニ付
改壹分五厘

逢坂 諸雜用先方出し
壱反ニ付

壱反ニ付

汗入 汗江
滌江

壱分三厘
改壹分五厘

但

諸雜用先方出し

綿買方口錢

(間)
津山 間屋口錢

米子 銀高ニ壹歩通

但し 津山問屋口銭一本二付 五分

買宿方へ 壱本二付
口銭壹匁遣

見世二而 線目百匁二付
小売之分 手間代 壱分

但 線之欠とも

紙佐 買宿口銭 壱歩半

西紙屋

佐兵衛殿

寛政五年丑十月

三井八郎右衛門店

支配人

右之通相心得、万端嚴重吟味を詰可被申け、其外家法申渡置く
通、違乱無之様相守可申け、以上

一日録半季限ニ仕立可申事

右之通目録勘定之節、明白ニ相糺置可申事

一相場様子、飛脚度每ニ急度通達之事
一二季目録出来レハ、両替通為指登可申事

一買方相仕舞、役人罷登レ節、残金請人衆立会相改、則両人印形
手形指為登可申事

請取

一買方役人在國無之節、買金指下レハ、両請人衆之手形指為
登可申事

一請負証文三年目急度取替可申事

一買方役在國中諸雜用并飯料、目録清書之節委敷仕分、為上ニ相
立可申事

但買方役上下路用之儀は、當地より相渡レヘ者、右之外たるへ

文化八年

未十月

伯州赤崎村
請人 野上屋 平兵衛
同断所 吉田屋儀右衛門
同主所 西紙屋 佐兵衛門
借同主所

き事

〔表紙〕
〔言送書〕

史料18

預り申銀子之事
合銀拾貫目也

右銀高慥ニ預り申レ処夷正也、何時成とも御入用次第、此手形ヲ
以急度相渡し可申レ、為後日預り手形仍而如件

一請負証文三年目急度取替可申事

一買方役在國中諸雜用并飯料、目録清書之節委敷仕分、為上ニ相
立可申事

但買方役上下路用之儀は、當地より相渡レヘ者、右之外たるへ

文化八年

未十月

伯州赤崎村
請人 野上屋 平兵衛
同断所 吉田屋儀右衛門
同主所 西紙屋 佐兵衛門
借同主所

後見 伊右衛門

三井八郎右衛門殿店

支配人中

存寄御厚恵之段、冥加至極、重々難有奉存い、先代より御厚恩
之程難尽筆紙い、子孫至迄申伝、御買方美意を以太切ニ相勤、
御恩報シ様出情可仕い、右御礼為後証仍而如件

頤主

西紙屋 佐兵衛

後見伊右衛門

請人

吉田屋儀右衛門

同断

野上屋 平兵衛

文化八年

未十月

三井八郎右衛門殿店

支配人中

請合申一札之事

一 西紙屋佐兵衛儀、去ル天明二寅年と、綿木綿御買宿被仰付、難

有奉存い、然上者益太切ニ相心得、出精相勤可申い、就右金

銀御預ケ被下いは、其時ニ無遲滞明白ニ勘定仕立可申い、万々

一不届之筋仕出、御店江対し不勘定ニ相成りハヽ、請人所持

之家屋鋪壳払、親類共立会急度勘定仕、為相済可申事

一 佐兵衛儀不埒仕出、請人所持之家屋敷壳払ト上、御店勘定相済

不申ハヽ、親類共所持之屋敷田地等壳払、急度勘定相立、

聊ニも御店江御損銀掛ケ申間敷い、此段慥ニ可被思召い、為

後日依而一札如件

伯州赤崎

伯州赤崎西紙屋文書

右銀高、来申春季と成秋季迄、無利足十五年賦ニして、急度返
済可仕い、為其奥書如件

御礼証文之事

一 私儀年来御店御買次宿被仰付、家業相続仕来、殊ニ先佐兵衛時
代難渋之節、御買銀大銀引負ニ相成、既買宿可被召放之処、格

(別)前之御了簡ヲ以、結構済方被仰付、誠広太之御憐愍難有仕合ニ

奉存い、然ニ其後同人相果、私幼少ニ付手代伊右衛門江後見被

仰付、御蔭を以無恙相続仕い処、去ル子年紅花相仕入い処、以

之外損銀相立、彼是懸損等ニ出合、無余儀他借仕相凌來い得

共、高歩と申、折惡敷近年木綿御買方据所多相成り、仍而當所

御買方無少、旁此姿ニ而は相続無覚東、一家共打寄及相談い得

共、非力之者共ニ而、借財訛立難出来、不得止事、銀拾貰目拝

借御願申上い処、前件之次第旁御開済難被成い得共、無拠趣ニ

付御聞届、別帝証文之通銀拾貰目、来申春と成秋迄、無利足十

五年賦ニメ、御口錢之内ニ而御引取可被下い段、奉畏い、万々

御買物無御座ハヽ、所持之家屋鋪田畠山林壳払、急度返納可

仕い、且私いまた年若い得は、是迄之通伊右衛門江後見被仰

付、右役料一ヶ年銀六百日宛、来申年より子年迄五ヶ年、右之

族故御店ト御合力可被下置段、殊御年賦銀無利足ニ被成下、不

請人 野上屋 平兵衛

右同所

請人 吉田屋儀右衛門
御宿 西紙屋 佐兵衛

右之通御座い間、惣而金銀ハ勿論、諸代品物等、私共江御通達無御座儀者、堅御無用ニ被成可被下事

文化八年

未十月

三井八郎右衛門殿代

京本店

安田 久右衛門殿

辰巳 与三郎殿

長谷川 久四郎殿

山川 武兵衛殿

大坂本店

上田 久兵衛殿

竹居田作右衛門殿

柴田 勘助殿

奥書

一御買方御下り之節、金銀御下し被成^レ事ハ、私共迄御買方役
ヲ御通達可被下^レ事、又木綿御調被成、為御登之節は、反敷
荒増之處為御知可被下^レ事

一佐兵衛年ミ上京仕^レ砌、金銀ハ勿論少之代呂物ニ而も、御渡
被下間敷^レ、尤無拠儀有之^レ而相調^レ時は、私共江御通達之
事御下し可被下^レ事

一御買方御仕廻被成御上京之節、残銀少ニ而も御座^レハ、
私共江先達而御通達被成置^レハ、急度相改御請可申上事

一右願書之儀は、先佐兵衛殿死去後、店表ニ拾貰目計引負出来、
春季目録持登り^レ砌、過上銀多ク在之、京都首尾不^レ宜、依而年
々之雜用相調へ見^レ処、死去後喰込ニ在之、然ルニ近年買方追
及減少、口錢無數相成り、相続出来かたく相見^レニ付、文
化七年十月佐兵衛殿助治郎殿上京之砌、願書相調、銀拾貰目拝
借願為出^レ処、彼是差支へ在之御聞届無之、不得止事、其儘打
捨置^レ処、前文之通年ミ口錢無數、喰込ニ相成^レ而には弥以相続
難出来ニ付、於京都相談之上ニ相談ヲ加ヘ、又レ同人上京之砌
願為出^レ処、漸々御聞届在之、尤老分中格別之御憐愍ニ而、拾
貰日十五年賦無利足ニノ、其上伊右衛門役料迄晵ヶ年分六百日
宛五ヶ年之間、店表^レ合力被成遣、存不寄御取計一入重疊ニ存
付リ

一是迄雜用一切家内へ任し置^レニ付、右之通喰込ニ相成り、
苦々敷存^レ、依而此後雜用方并ニ家内勤方、日ミ買方役之
者氣ヲ付、相改^レ事

一正月四日^ヲ冬分雜用目録為致并在物相為調、殘銀目録致^レ
事

一五月上京之砌、正月^ヲ之雜用目録是又為致^レ事

伯州赤崎西紙屋文書

十月罷下りけハヽ、家内在物相調、残り銀差引致見け事
右之通為相調、永代目録帳へ写置、三紙共京都江持登け者也

預り申一札之事

此度要用之儀二付、別紙差上ひ通、銀子拾貰日持借御願申上ひ
處、首尾能御聞届被下難有仕合ニ奉存ひ、右返納之儀御札證文
ニ相認ひ通、來申春季壬戌秋迄十五年賦無利足ニメ、御口錢之
内御引取可被下、万一御貿物無御座ひは、家屋鋪田畠山林とも
売払、急度返納可仕い、依而私所持左之通

八百目
烟高壺石四斗壺合
寛政十一年末五月
七拾壺貫五百文

松林壱ヶ所左二

一三拾八貫文
烟高四斗式升八合

聖朝三年夏二月

一九拾夕

寛政八年辰十月
一二三百匁

同人△
南衛門，右幾
人△

種
田 平
惣
兵
衛

家屋鋪高壹升三合三勺
寬政八辰十二月
一百拾弐貫文
家屋鋪高壹升四合五勺
寬政十九年九月
一毫貫八百三拾目
家屋鋪高弐升四合
寬政十一未十一月

一式
享和四子正月
高六升七合五勺
家藏共
一式貫文
天明六年五月
一四抬勾
烟

伯州赤崎西紙屋文書

吉田 儀右衛門	佐 兵 衛	西紙屋
未 月	後見伊右衛門	
文化八年	御 店	
三井八郎右衛門殿	安田久右衛門殿	
辰巳 与三郎殿	長谷川久四郎殿	
山川 武兵衛殿	奥 書	
一右家屋鋪田畠山林とも、私共相改れ得は、佐兵衛所持ニ相違 無之事	（満） 一右御年賦銀相備不申内、佐兵衛不埒仕出、御店勘定相済不申 い得は、私共打寄右家屋鋪田地等壳扱、急度勘定相立、聊ニ 而も御損銀懸申間鋪、此段懐ニ可被思召、為御談合加判、依 而如件	
未 月	吉田屋儀右衛門	
野上屋 平兵衛門		

寛政九年

直三郎(印)

史料19

覚

一銀九貫五百六拾目六分

右之通残り銀札慥ニ預り申上ひ所相違無御座ひ、然ル上は、追而
木綿相調為登、御勘定可申上ひ、為後日之預り手形依而如件

西紙屋

佐兵衛殿

寛政七年四月日

佐兵衛(印)

請人仲屋

与惣兵衛(印)

同吉田屋

儀右衛門(印)

文化拾五年
寅五月廿日

赤崎

西紙屋佐兵衛殿

史料22

預り手形之事

一銀式拾貫百式拾匁

右は御店際買為木綿代預り申所実正也、早春買方御出之節、急度
勘定仕立可申い、為其預り手形如件

文化十四

西台屋

彦兵衛(印)

西紙屋

丑極月

角屋

一毫メ五百目
右者三井木綿為御買銀御渡し被下、慥請取実正明白、然上者追而
木綿買方ヲ以御勘定可仕い、後日為念如件

史料20

覚

与惣兵衛殿
三井德右衛門殿
弥右衛門殿
四郎兵衛殿

史料21

合式貫式百八拾七匁六分七匁
預り申銀子手形之事

右者三井御店木綿為買銀慥ニ預り申處實正也、追々買方出來次

第、急度返済可申い、為後日預り手形仍而如件

青谷

角屋治郎三郎(印)

藤屋伊左衛門(印)

文化拾五年
寅五月廿日

赤崎

西紙屋佐兵衛殿

史料22

預り手形之事

一銀式拾貫百式拾匁

右は御店際買為木綿代預り申所実正也、早春買方御出之節、急度
勘定仕立可申い、為其預り手形如件

文化十四

西台屋

彦兵衛(印)

西紙屋

丑極月

角屋

已七月四日

西紙屋

佐兵衛殿

史料19

覚

一銀九貫五百六拾目六分

右之通残り銀札慥ニ預り申上ひ所相違無御座ひ、然ル上は、追而
木綿相調為登、御勘定可申上ひ、為後日之預り手形依而如件

西紙屋

佐兵衛(印)

寛政七年四月日

佐兵衛(印)

請人仲屋

与惣兵衛(印)

同吉田屋

儀右衛門(印)

文化拾五年
寅五月廿日

赤崎

西紙屋佐兵衛殿

史料22

預り手形之事

一銀式拾貫百式拾匁

右は御店際買為木綿代預り申所実正也、早春買方御出之節、急度
勘定仕立可申い、為其預り手形如件

文化十四

西台屋

彦兵衛(印)

西紙屋

丑極月

角屋

佐兵衛殿

史料23

書入申根証文之事

但 所ハ居宅

一家屋敷堺ヶ所
高倉升式合

右之家屋敷書入申處実正明白ニ御座リ、然ル上ハ、御買方不算用之節者、右之家屋敷御請取可被成リ、其時一言聊申上間敷

レ、依而為後日之根証文一札如件

書入主宇田川屋

常三郎(印)

証人新屋

平兵衛(印)

天保十四年
卯十月日

西紙屋

源助殿

前書之畠高引合レ處、相違無之レ、已上

庄屋

伊左衛門(印)

卯十月日

年号月日

大坂高麗橋壹町目

三井八郎右衛門殿店

西川武右衛門殿

奥田吉太郎殿

船見徳右衛門殿

儀定書之事

一私儀五ヶ年以前、木綿買金不足拾両御座レ處、此度出情仕レ二

史料24

付、其元様ゞ家屋敷及頬談レニ付、早速金子七拾両ニ而、右賣金不足共永代完渡し被遣、依之差引出入相済申レ得共、以来右之御恩わすれ不申、依而一札如件

慶応式年寅正月日

野上平兵衛(印)

西紙屋

源助殿

史料25

請取申上レ為替金之事

合金何程也

右者松平相模守様御用金、大坂江御差為登被為成レニ付、当地倉吉於御銀札座為御替取組、書面之金高儘請取申上レ所実正也、此代り金於大坂手形參着限、右御屋鋪御役人中様々、此手形を以請取可被遊レ条、無遲滯御納可被成レ。為後日為替手形仍而如件

京三井八郎右衛門代

大石平右衛門判

伯州赤崎賣宿

紙屋佐兵衛判

書判

請取申為替金之事

合金三百兩也 壱番

右者當國淀江米屋庄右衛門殿持登金為替取組、右金高於當地鑓二
請取申處實正也、此代金其元江手形參着限、同人々受取可被申い條、無相違御渡シ可被成レ、為其為替手形依而如件

天保十六年

已正月十一日

大坂高麗橋壹町目

三井八郎右衛門商店

東 市兵衛殿

野田 労七殿

堀口 保助殿

小谷 源七殿

一添狀相渡置レ間、此旨御心得可被成レ

請取申為替金之事

合金拾兩也

右は當地橘屋栄藏殿持登金為替取組、右金高鑓ニ受取申い処実
正也、此代金其御地江手形參着限、同人々受取可被申い條、無相
違御渡し可被遣レ、為其為替手形仍而如件

壹番

伯洲赤崎屋 千之助 (印)
西紙屋 成屋 伊左衛門 (印)

安政三年
辰六月十四日

大坂高麗橋壹丁目

三井八郎右衛門殿店

乾 助五郎殿

鈴木 半六殿

伊永伝四郎殿

水谷友次郎

伯州赤崎宿

西紙屋佐兵衛

一添狀相渡し置レ間、此旨心得可被遊レ

紅花荷物送り状之事

一箱印蓮包紅花荷物 四拾四丸

但シ正味八貫五百目入

封印□

イ印

口印

八丸

此通三度渡しニ 八丸 八丸

いたし為登レ事

二印

四丸

則写残し置レ

木印

八丸

ト印

四丸

四丸

ト印

四丸

四丸

四拾四丸

駄數拾壹駄也

右之通因州鳥取飛脚宝来屋五兵衛殿へ相渡シ、指為登申上い
間、追而道中無難ニ其着可仕い条、皆掛封印等疾与御改被成、
御受取可被成レ、尤当所々其御地迄、駄賀銀国公ニて相済申レ
間、此旨左様ニ御承知可被成レ、為其送り状仍而如件

伯州赤崎
西紙屋 佐兵衛〇

寛政二年

戊七月四日

京小川上長者町上ル

三井則右衛門殿紅御店

八田与兵衛殿

吉岡助三郎殿

史料29

船頭水主口上書

一松平内蔵之助機御領分備前国兒嶋郡北浦村磯屋又次郎船、沖船
頭豊藏水主共五人乗、百石積六反帆、大坂表届荷物古手類拾壺
箇・木綿六拾五箇・鉄三拾八束・針拾八箇・葛式箱・紙七丸・
晒麻入油紙包壺括、外ニ雜物入届物式拾八品積譜之船江、旅客
式拾三人乗ミ、先月廿七日國元出帆、順々罷登り、同晦日當浦
江入津、風模様惡敷難登、乗客之内七人上陸、拾六人相残船繫
罷在レ處、当月朔日東風強吹出しひニ付、碇丈夫ニ差入、積荷
物大切ニ相困レ處、夜ニ入段ミ裂風高波ニ相成レニ付、船頭水
主二統情根限リ相勧キレ得共、同夜九ツ時過碇引ケ、無是非
鷗

伯州赤崎西紙屋文書

上町浜波戸先ニおるて及破船レニ付、浦人大勢馳付被吳、預助
力、船頭水主并乗客之内、拾式人者無別条、上陸仕レ得共、殘
四人海中ニ落入申レ、則其段船宿網屋新九郎、当津御番所様
并御浦方江御届ヶ被申上レニ付、猶又浦御役人中人足召連、諸
事嚴重ニ御手当被下、海中ニ荷物取揚、船具船屑等為御取集、
浦方印御建、番人御付置、私共相番仕、時々御見廻り被下レ、
然ル處、前書之海中江落入レ四人之内、備前岡山上之町銀杏屋
安次郎、石州之者之由、名前不存年比三拾才計之女并同人之女
子、大坂谷町三丁目時松屋淺右衛門与申者、不殘溺死いたし浮
揚レニ付、夫々御檢使於御番所様御吟味之上、安次郎、淺右衛
門右式人者死骸片付被為仰付、石州之女并同人之女子式人者死
骸片付被為仰付、且又海底江沈有之荷物、浦御役人中御出
張、懸ケ船數艘ヲ、數日御掛揚ケ被下、右之次第荷主方江為
相知レ處、鉄荷主備中阿賀郡美村太田辰五郎代秀五郎、大坂中
之嶋成羽藏屋敷宮本忠之進代慶次郎、同所岡崎町備後屋喜兵
衛、古手荷主大坂治郎兵衛町小橋屋四郎右衛門代幸助、木綿荷
主伯州赤崎浦西紙屋仙之助、同國倉吉町清谷屋清之助、沢屋
久兵衛、針荷主大坂白髪町大和屋浅次郎、同瓦町針屋重兵衛代
多三郎、晒麻荷主南都大森利助代五兵衛、追々罷越レニ付、一
同御立会員數相改レ處、古手拾箇、木綿六拾式丸、鉄三拾六束
半、針拾七束半、切紙壺丸、美濃紙壺丸、晒麻入壺括并雜物之
由品ミ揚レ得は、其余は一向揚り不申レ、右ハ全風波震立て砌
被打碎散乱、海底動搖いたしレ故、繩係解流失仕レ義と存、最

早心残之義も無之旨申上ひ、依之濫諸荷物夫ニ直立代銀ヲ以御定法之歩一銀相納、右荷物并船具船屑等、不殘御渡被下、慥ニ

請取申レ、段ニ御苦勞ニ相成千万忝奉存レ、然ル上者右破船之

義ニ付、対御當浦ニ後日聊申分無御座レ間、浦手形御差出レ被

下レ様願上レ、以上

松平内藏頭様御領分

備前國児鷗郡北浦村

磯屋又次郎船

沖船頭

水主 豊

岩 島

泰 弥

四 五

藏郎吉郎蔵

船宿新在家町
網屋
新九良

内

銀百式拾式外四分

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

一拾八箇之内

(漏脫)

同掛揚高

此直立代銀百式拾四分

一拾七箇之内

同掛揚高

此直立代銀百式拾四分

内

銀百式拾式外四分

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

同掛揚高

此直立代銀百式拾四分

一拾七箇之内

同掛揚高

此直立代銀百式拾四分

銀拾四分

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

同掛揚高

此直立代銀百式拾四分

内

元積高三拾八束之由
一濡鐵三拾六束半
此直立代銀
三貫九拾式外五分

浦方
御役人中
浦手形之事

海中レ掛揚高

銀三百九外式分五厘
御定法之拾步一銀
一拾老箇之内

此直立代銀式貫三百目

内

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

同掛揚高

此直立代銀式貫三百目

内

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

同掛揚高

此直立代銀式貫三百目

内

右同断拾步一
代銀ヲ以請取也

此直立代銀式貫三百目

内

銀式拾五匁

右同断拾步一
代銀ヲ以受取

右之通り歩壱銀請取之諸荷物

夫ニ荷主江相渡ス

安藤定三郎
船役

安藤源三郎

石原鉄造
物代

文久式成年

五月

一濡雜物

品ニ

右者冲船頭豊藏江相渡ス

船具之覧

一檣 壱本 一柂 三本

一楫 壱羽 一帆 三頭

一櫓欄綱 壹房 一鐵碇

一身繩 壱房 一打廻し

一くゝり繩 壱房 一引繩

一茅繩 切ニ 一市皮繩

一藁繩 壱房 一つく繩

一手繩 壱房 一舡 式挺

一船眉不殘老房

右之通り冲船頭豊藏江相渡ス

右船頭水主口上書之通り、船宿新在家町網屋新九郎より附出い付、早速拙者共破船場所江罷出、番人附置、破船の様子逐一相証れ處、沖間之儀は不存い得共、口上書之趣紛敷儀も無之い、依之取斗之上御定法之歩壱銀請取、濡荷物并雜物船具船屑等、書面之通り不残相渡れ處、相違無之い、為其浦手形仍而如件

摶州兵庫津
船役見習

西紙屋
古手荷主
木綿荷主
清谷屋
仙之助殿

小橋屋
四郎右衛門殿
備後屋
喜兵衛殿

吉辰五郎殿
宮本忠之進殿

名主北風
岩間兵右衛門
石原嘉左衛門
樺並直五郎

“沢久屋久兵衛殿

針荷主

大和屋浅次郎殿

“針

重兵衛殿

紙荷主

若狭屋藤兵衛殿

晒麻荷主

大利森助殿

船主

磯屋又次郎殿

乍恐奉願上口上之覺

史料30

一私儀近年木綿并綿等商仕申上り、右二付恐多義ニハ奉存レ得とも、此度諸色問屋役、私江被仰付被為遣レハヽ、難有仕合ニ奉存レ、尤右御運上之儀は、年内式百目私請負ニ被仰付可被為下、何とそ願之通御聞届被為仰付被為遣レ様ニ、偏ニ奉願上り、以上

天明七年
未三月日

佐兵衛(印)

史料31

覺

一私儀近年京都三井買入之綿井木綿・紅花世話仕遣レ、右二付運送船宿之儀奉願上レ處、被仰付難有仕合御請申上リ、然上者右三井ヲ会釈銀之内、為御冥加年内三百目宛、毎年御上納可仕レ、尤買人相増レハ、追々請増可奉願上リ、為後日一札差上置申上リ、以上

八橋郡赤崎浦

西番屋

天明七年

未六月日

御船手

上納御役所様

史料32

乍恐奉申上口上書

一昨秋來於國元、御國產御仕法出來、上方為登木綿、於大坂表荷物附込處御取立相成、御店様御荷物茂、一旦同所大河丁淀屋清兵衛殿与申方江相届ケ、右方ヲ万屋軒藏殿方江相渡被申、就而者御屋敷上納銀壹反二付壹分、外ニ藏敷与ノ壹箇六分五厘出銀致レ様、万駒殿方江申參りレ由、同家ヲ御店様江被申出レ所、

赤崎
西紙屋

史料33

史料34

乍恐奉申上口上書

上納御役所様

佐兵衛

天明七年

未六月日

御船手

八橋郡赤崎浦

西番屋

佐兵衛

上納御役所様

天明七年

未六月日

御船手

伯州赤崎西紙屋文書

右等之儀國方一向御届ケ不申上ニ付、此度私共御呼為登、嚴敷蒙御察度ハ段、何共奉恐入ハ、右様出銀之儀、於國元御触等も無御座、御役人様江承り合ハ処、右様之儀者無之筈之由被仰いニ付、淀清殿方及駢合ニ所、未曉与取極出来不申ハ得共、昨秋登ハ荷物之分、出銀致吳ハ様被申ハニ付、大坂御屋敷江私共罷出、是悲出銀仕ハ儀ニハ、於國元御役所江上納可仕、尤荷物送方連相納ハ様被仰附ハハ、御国御役所江上納可仕、尤荷物送方連も、前ミト仕来リ之通、万屋駒藏殿方江直附仕ハ様、大坂御藏屋敷井ニ淀清殿方江も、得与應対仕置、是迄之通りニ而、聊相所^{尚又於國元御役所江相向}儀無御座、勿論故障ケ間敷儀者決而無御座ハ間、此段御安心被遊可被為下ハ、為御日之一札依而如件

西紙屋

千之助代

小中屋

甚次郎

(花押写)

買子惣代綿屋

惣右衛門

(花押写)

嘉永七年
寅二月

三井御店

御役人中様

因伯為登木綿
支配取扱役
木綿口分ケ壳捌
同家手代
文
木綿取扱方
大坂
清兵衛

同家手代
文
木綿口分ケ壳捌
助

一是迄荷着為替銀高歩之分茂有之、問屋仕切方其外出シ荷等諸雜費相懸り、又代金取寄せ之雜費も莫太相懸り、荷主共及難渋ハ趣茂相聞ニ付、此已後格別之御趣意を以、左之通被成御改ハ間、為替付之木綿は不及申、無為替之分たり共、精ミ御趣意相守、正直ニ可致仕入事

一為替付無為替之無差別、京大坂御屋敷江壳捌之木綿代金相納メ為替相願ハ得は、御国ニ而在之御役所より代り銀札御渡し可被遣事

鳥取御銀札場

米子御銀札場

倉吉御銀札場

一為替付は勿論、無為替木綿ニ而モ、不殘淀屋江付込ハ得者、送り状引合セ、大坂揚之分は淀屋より大坂御屋敷江届ケ出、懸り御役人見改之上、右西信町木綿座江為持込ハ事

但し淀屋入用是迄之通、其外は諸懸り物無之、諸事御上作廻

一京坂木綿座并付込所在之通被 仰付ハ事
一京木綿座下立堀町御屋敷

一大坂木綿座西信町浜御屋敷

史料 33

因伯為登木綿、京・大坂ニおるても下方融通為筋之訳を以、御締合取扱等在之通御立被遣ハ付、御趣意相守精ミ仕入致ハ様、在町一統江御触出しニ相成ハ事

被成下、壱反ニ四厘宛之運上差立レ事

一京為登之分は、右淀屋タ大坂御屋敷江届出レ得は、是迄大坂懸

り御役人見改之上、京廻し之送状相渡し、淀屋タ京為登取扱、

下立壳町木綿座江為持込レ事

但し送り状之内、着荷前後二相成、送り状後れレ向は、淀屋

引請内届ケニ被成下レ事

一大坂タ京木綿座江持込迄之入用、是迄タ成丈ヶ減レ事

一京三而茂問屋懸り物荷敷口錢等不入、諸事御上作廻ニ而、反ニ

四厘宛之運上差出レ事

一御國タ為替付之木綿は、京坂荷着之上、荷着為替借直しニ不

及、仕切付レ迄は御國タ御貸被成レ銀高、其儘三分歩ニ而借り
通しニ御貸置可被成事

一無為替之分は、為替借付不申レ、仕切迄自分作廻ニ致レ事義
は、荷主可為勝手次第、荷着之上仕切迄荷着為替相願レ向江
は、三分日歩ニ而御貸渡し可被成事

一木綿壳捌方は、右木綿座江問屋共呼出し、入札申付、開札之上

荷札直段荷主存寄ニ叶ひレ而仕切致レ得者、日限を限り代銀
為差出、相渡レ事、万一開札之上、荷札之直段荷主存寄ニ叶
ひ不申レ得は、其日之入札押江にして、次之入札日ニ又入札為
致レ事

但し京都ニ而は、多人数之染地や共江も同様入札為致レ事

一兼而懇意ニ取引致レ問屋・染地屋共、右入札タ都合能高直ニ
買入レ得は、其段京入坂共御役所江願出レ得者、出荷可申付事

但し落札同直段ニ而も、兼而取引致レ方江遣し度段願出レ事

者ニは、下地落札之者江、壱箇壱匁武分宛弁江錢出レ申事

一開札之上同直段有之節は、先入札之落札ニ相成レ事

但し双方和談之上、少しニ而も差直致レ得は、跡札ニ而も

其方へ相渡し可申事

一因伯為登木綿之義ハ、品合は宜レ得共、兎角ニ尺幅欠ケ居申レ

而、京大坂ニ而直段引立不申ニ付、丁実ニ織出レ者も、彼之
不丁実成無尺無幅之織出レ致レ者之為ニ、利徳を失ひレ様相
成、甚不便之事ニ付、此度尺幅改之者江、木綿反毎ニ奥口ニ改

人之名前印形居しさせレ間、万一不埒之改め致レ事後日相顯
れレ得は、可為度レ間、何れも銘タ自分之損分ニ不相成様、

織先始締役尺巾改、荷主中賣共双方友吟味致し、左之尺幅欠ケ
不申様、互ニ心を付合ひ、次第繁昌致し、銘タ自分之為筋ニ相
成レ様相勵可申事

丈ヶ武丈八尺

幅 九寸五歩

一緒役尺幅改其外役付之者は勿論、中賣之者たり共、免札相渡し
レ上者、役人同様之事故、尺巾不足致レ者、第一織元之者、
者、其外取扱い者銘タ不為ニ相成レ事故、精々織元之者江申諭
し、丁実ニ織タ様可致レ、仍而免札無之もの中賣致レ而は、
御締合不宜レ間、免札無之者買廻りレ義は不相成、廻り御役人
見当りレ得者、急度取調荷物差押江、其段申達レ告ニ付、其

旨相心得居可申事

一中買之者多人数無之而者、織元之者壳先せへく相成不為二付、いか程も多きか宜敷ゆゑ、中買致し度者者早々願出可申、免札

相渡し可申事

但し中買之者、問ニ者心得不宜者有之、すべめ買同様之義致
べ而是不相成、若し左様之者有之いへ者、何村何兵衛いか様
之不筋致い段、織元之者々融通御役所江願出可申、急度其筋
取糸可申事

右之通御仕法被成御立い上者、拔荷等之義ハ急度御差留被成い
間、嚴重ニ相守可申れ、此度之御趣意ハ専ら下ニ融通之為筋而
已ニ御立被遣レ事故、難済筋者無之筈ニい得共、万一織元之者
始荷主井中買之者迄も、差支之筋も有之、願出い得は、其次第
御取糸之上御評義被遣レ事ニ可有之間、何分無私曲正直相勵可
申事

万延元年申十一月

○史料30 31 天明七年(西紙屋佐兵衛請負并礼証文)(三井文庫

所藏史料 本一四八九一一二一三) 参照。

史料34

覚

一家屋敷本物立ニノ寅年占亥年迄、右利米三斗つニ御立被下義
定、大黒屋与七郎殿取次ニ而相極申れ、右式拾三文出来レ
ハ、何時ニ而茂預り之証文戻し可申、為念如此ノ御座レ、以上

文化三年
寅三月日

幾右衛門殿

史料35

請合手形之事

□此度宇田川屋政治郎発記講仕レニ付、請人ニ相立ニシテ様相頼
レ処、御承知被成被下、恭奉存レ、然所ニ帳義定之通、無相違掛
開可仕レ、尤質物左ニシテ書入レ得共、近茂引足不申レニ付、万
一不埒之節ニ兩人引受、御尊家様へ者少し茂御損分懸申間敷ニ急
度掛戻可仕レ、仍而為念之一札 如件

中畑四畝十五步半高式斗七升壹合

但所ハ上ノ段

□ニ畑四畝十三歩 高壹斗三升三合

大畑五切

中畑 五畝

高三斗

但私所持也

住亦屋三郎(印)

米茂右衛門(印)

和泉屋三郎(印)

源助様

七(印)

嘉永五年
子十二月日

西紙屋

史料36

借用申金子之事

西紙屋
伊右衛門(印)

但し金子六拾六匁式分
金也

史料38

乍恐奉願上覧

右之通鑑ニ借用申レハ處実正明白御座リ、然ル上は來辰六月限地改
請銀を以、御返升可申上レ、若少しこれも不埒之儀出来仕レ得
は、請人ヲ差別致し、無間違御算用可申レ、仍而後日為念一札如
件

借主 大塚村

請人 弥十郎(印)

八橋郡赤崎村

佐兵衛(印)

天保十四年
卯壱月日

天保十四年卯八月日

年善寄

兵衛(印)

紙屋
三井源助殿

同源右衛門(印)

庄正屋

史料37

覺

但シ元銀也

右之通り鑑ニ借用仕レ所、然ル上は日六厘ニメ來ル十五日限り、
御□□用可仕レ、為依而念之一札如件

吉田屋

直三郎(印)

乍憚口上書ヲ以奉願上候

西かミヤ
源助様

九月十二日

一不調法成私、幼少ヲ永々御目永ニ御召仕被下、御蔭ヲ以御奉公

相勤來、御厚恩之程冥加至極難有仕合奉存レ、元未熟之私連
茂御役二者相立不申レ得共、為御報恩之毎々迄茂勤仕可仕本意
ニ御座レ所、今般無拠親類共相筋絡在之、誠ニ不本意ニは御座
レ得共、不得止事、御暇御願申上候、何卒此段乍恐御賢察被成
下、御老分衆中様江右之趣宜敷御取成ラ以、首尾能御暇被仰附

史料39

吉田助左衛門殿

藏(印)

被下レ様、偏ニ奉願上レ、以上

元治元年
子十二月

林原佐七(印)

赤崎宿
海藏寺(印)

明治四年未五月日

茅原耀造殿

史料41

乍恐奉願上覺

一私儀木綿登方被仰付レ處、每年綿買入仕、近在江貸付仕、右代
ニ木綿請取申レ、然ル処此度備中江綿買入ニ罷出度奉存レ間、
何卒金札三百五拾兩文、御銀札与御引替被仰付可被為下レへ
ハ、難有仕合奉存レ、此段且被仰上可被下奉願上レ、以上

御銀札小座
西紙屋庄
(貼紙)
藏

女祖佐仙次郎七母房
(貼紙)
庄
藏

明治四年未八月日

千 次 郎(印)

同組頭

勇 次 郎

(印)

平 次

郎(印)

同庄屋

(印)

河本伝九郎殿

八橋郡赤崎宿

伯州赤崎西紙屋文書

件

右之者共代ニ禪宗當寺旦那二紛無御座レ、御法度之切支丹并悲田
宗不受不施転レ者之類族二而茂無御座、依之宗門之儀ニ付、紛敷
儀出來仕レ得は、當寺罷出速ニ持明可申レ、依而宗門請合証文如

三

(表紙)
〔寛政四年年願〕

法名宗賢
手跡

乍憚口上之覺
上

一親父儀下地タタキ見セ商内抔仕演世被致シテ由、然ルニ子供大勢相成、自然不益二物入等多、漸シテ渡世仕シテい所、四拾余ニ而風与足不叶ニ被相成。兄佐兵衛生長茂仕、万事商内事等打任シテ被置シテ所、取引以之外不被思ワ敷シテ哉、彼是内借余程出来仕、暮方甚難義、借銀者歲增相重、無拠少シテ所持之田畠居屋敷迄茂其砌壳松、銀主方江夫ニ道付シテ由、身底ニ不叶訝ケ茂御座シテ哉、左兵衛義勘當被致シテ所、何方此方取持シテヲ以其後帰宅仕シテ由、毛頭親父病身ニ付、商売茂難致、左兵衛義瀬戸左五右衛門殿方ヘ、暫手代相勵籠在シテ所、私共十三歳ニ相成シテ春タツタツ、セ上シテヘセ話ニ罷成、夫タチ少シ宛之商内仕居シテ所十五歳ニ相成シテ冬、瀬戸タチ兄義帰宅仕商内ニ取懸被申シテニ付、私共何茂打シテもたれ得シテ付、苑角運之悪敷時節ニ而哉、万事不廻りニ付、兩三年之間又シテ内借余程出来シテ旨、私十八歳ニ相成シテ六月、何茂相隱近在江罷越、一二三日之内帰宅可仕旨申置、直ニ大坂江罷登被申シテニ付、其砌両親始私共大行当リ十方暮、漸シテ罷暮居申シテ、扱大坂ニて二三年手代奉公杯相讐、夫タチ彼地ニ而少シテ商内物取組茂仕シテ哉、其後帰国仕年ニ紅花杯持登りシテ事共茂有シテい所、大坂御店又四郎様タチ聊之品逆茂買付二年ニ相調罷在シテ所、自然御取押

二相成シテ由、右又四郎様御類申上シテ而御書御添シテらひ、紅御店様江持參、始而吳鏡御出入仕シテ由、兼而兄申伝置シテ所、去ル安永九年子六月紅御店表シテ橋本氏様小西氏様御賣方ニ御下着被為遊、其砌親共太悦仕シテ義、筆紙ニ難尽、何れ茂外聞旁難有仕合ニ奉存シテ、其節紅花相場難引合ニ付、御賣方不被遊シテ所、此方江調置シテ紅花御座シテニ付、式駄計買立長面之上ヲ以指出し申上シテ得者、大慶被遊御取被為成シテ而、御工面能御上京被遊シテ、其後歲ニ御買方宿被為仰付、難有仕合ニ奉存シテ

一去ル寅貢方岸田氏様左野氏様御下向被為遊シテ所、紅花高相場ニ有シテ得共、御思召ニ付手早ク買廻し可仕旨、御示談被遊シテ付、諸方へ中買大勢出し買ニ下し、三拾駄余買入ニ相成シテ所、右之内三駄余代呂物至而不被良品、不相応ニ高直ニ相調戻りシテ者兩人有シテ之、其砌御買方役様江とて茂其段難申上奉存シテ付、何卒相勵少シテ内損仕シテ而茂、買先へ返し度旨ニ而、其儘沙汰茂不仕、先方江早速懸ケ合シテ得共、埒明不申シテ、無拠引買ニ相成、國方ニ而捌ケ不申シテ、無是悲上方江指為登シテ所、損分多ニ付年内持越得申シテ、然ル所拾壹年以前寅十月十一日、中西氏様井上氏様御下向被為遊、綿木面御賣方宿被為仰付シテ由、御店表御家法万端御懸談之上、御書面ヲ以被為仰渡シテ趣、市ニ奉畏シテ、則御受一札等指上、重シテ冥加至極難有仕合ニ奉存シテ、右ニ付親父末期之刻、兄弟打寄に誠仏神之御恵ニて、不思義ニ御両店御宿仕、御賣方等被為仰付、殊ニ太銀之取遣御任シテ被遣シテ段至而大切ニ可仕旨、聊未熟ケ間敷取引決而不仕シテ様、勿論取押

伯州赤崎西紙屋文書

外商内杯一切仕間敷、菟角御家法相守、已來叮嚀ニ仕ひ得者、

ハニ付、乍恐此段御届申上ひ

御宿長久可仕義無相違、左ニ得者安堵致淨仏ノ旨、言伝置相果被申ひ、全病身之親父江茂安堵ニ為思見送仕ひ段、一偏難有仕合ニ奉存上ひ、右紅花翠春壳払被申ひ所、凡ソ、計捐銀相立、毛頭下地古借サカゞ、計茂有之、彼是シ、計内借与相察、然ル所セ上向ニ而は、御店表御影ケヲ以追ニ出情仕ニ様ニ専一取沙汰仕、人目宜相見得、夫故尤銀子振替出来口者多、右二付古借逆茂道付不申ひ而者難相成、歲ニ相応ニ元不皆済被致ハ由、銀子振替不益之歩合取計ニ仕義、自然暮方物入格別多相成、依之内ニ無拠取引等茂罷在ハ由、辰ノ春紅花式三駄買入被置ハ所、春中ニ相捌ケ不申持越ニ相成ハニ付、兄相果い後壳払ニ所、是又セマゞ、計捐分相立、依之市ニ荒増勘定仕見ニ所、少ミツ、人手タ相廻りハ取替杯等、彼是凡セシサカゞ程茂不足ニ相見得、驚入行当り申上ひ、依之兄弟共内談ニ及、右之別ケ御店表ヘ申上ハ様ニ茂奉存ハ得共、万一御思召ニ寄相立不申義共御座ハ哉、何卒取次度、勿論兄相果ハ後セ上向茂相済不申残念ニ奉存ハ、其砌色ニ心配仕矢張銀子振替歩合相弁追送申ひ、何卒品能御勘定可仕積一心ニ奉存ハ而御買方ニ懸リ得者、指つかヘニ相成不申様取計仕別而午歳者年賦銀等相願、御厚恩被為遣に誠親父末期ニ言伝置ニ義、天道不忍肯御家法、右等之仕義相隠置、追ニ不益ニ相増ハニ付、大銀引賣_(負)相成ハ得共、何卒取次度、年ニ不了見仕、内ニ商内事取引仕、右ニ付而者彼是不時ニ銀子取替杯近年多次第、高滿ニ相成、逆茂難取次奉存

一御店表御買方數歳仕ニ付而者、近來御為替等之取組、鳥取御役所迄茂各別相記、勿論因伯雲作迄茂、綿木面紅花杯取遣仕ニ_(四貫匁)、諸商内人衆江茂実正ニ被思、村方近在遠郡迄茂、赤崎三井屋与風聞仕、別而買方之所自然味合出来、万民氣受宜相成ハ段、全御店表御買方專仕ハ、旁以是迄之所、外聞旁冥加難有仕合奉存ハ、然ル所此度之仕儀御思召恐入、殘念千万ニ奉存上ひ、仍而憚多御儀ニ奉存ハ得共、引買銀_(負)取替物其外有物高、則別帝之通美正明白ニ乍恐書付ヲ以指出し申上ひ、若聊間ケハ敷事共申上ハハゝ、イケ様共急度可被仰付ハ
一乍憚多奉願上ひ、御存知被為遣ハ通、老母義先歲親父病身ニ被相成ハ此方、彼是心配仕、別而兄弟心苦ニ罷成ハ、其後御店表御出入仕ニ御用相働申上ハ様ニ相成、昼夜太切ニ世話致被與ハニ付、偽等申立安堵可被致ハ様兼而申置ハ處、毛頭無病ニ有之段、尚又兄義相果ハ節、私共ハ菟角御店表御用太切ニ可仕旨心遣仕ハ、取行不仕ハ様明暮御異見ニ有之ハ所、無拠引買銀相重ハニ付、偽等申立安堵可被致ハ様兼而申置ハ處、毛頭無病ニ有之格別セ話預、菟角勝手ニ相成ハ様御守被下ハ得共、近來年増物人相重り甚大ニ氣耗苦勞仕ハ、扱又此度之様子於在國一言茂沙汰不仕、例歲上京仕ハ様ニ老母始何れ江茂沙汰不仕、依之出立ハ砌、近ニ御客様御供仕帰國可仕旨被申ハ所、右一件相聞申ハハゝ大キニ行当り、喰驚入御店表召所、何共前代未聞ニ被思、老母ハ苦勞ヲ懸ハ段千萬不孝仕ハ義、殘念奉存ハ、乍恐此上厚御堅慮御是悲之上ヲ以、何卒大印御助力可被為遣ハハゝ、

難有仕合奉存レ、いケ様ニ相成、何國ニ居レ迎茂、重御高恩之
銀子一念ニ時節ヲ以一度御勘定合申度奉存レ、乍恐重ニ御是之
悲之上ヲ以宜敷様奉願上レ、奉願上レ一札仍而如件

弘化四年
七月元服
受人 越後屋嘉助
伯州赤崎

子十月日

伯州赤崎御買宿

明治二年正月
支配退役
伯州赤崎

三好 昇平

西紙屋
佐 兵 衛
茂(花押)

附2 奉公人抱帳(抄)

三井文庫所蔵史料 本一四三四

同(文政二年)六月十三日

同(文政二年)六月十三日

入口 店文五郎

十三才

直

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

附4 奉公人抱帳(抄)
禅宗永平寺末伯州赤崎浦海藏寺旦那
同(安政五年)十月十五日泊

三井文庫所蔵史料 別一八四
口入西紙屋

一林千次郎

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋

源助

西紙屋

直

十三才

兄弟五人

伯州八橋郡赤崎村

西紙屋

源助

西紙屋